明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二二）　一
○公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九）　二

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**六七）　二
○除籍が滅失した件（**同**六八）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**六九）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**一〇四）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一〇五）　五
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（**同**一〇六、一〇七）　六
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**六九）　七
○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**一八二）　七
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**八三～八七）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**三八）　九
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**二五～二八）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**四五～四八）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　厚生労働省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について（気象庁）　二

法　務

公証人任免（法務省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続終了決定、鉱業法第一四二条の規定関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

会社その他

省令

○厚生労働省令第二十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第三十六条及び第百三条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本足場の使用） **第五百六十一条の二**　事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。	（新設）
（点検） **第五百六十七条**　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	（点検） **第五百六十七条**　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
2　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。	2　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。
一～九　（略）	一～九　（略）
3　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。	3　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
一　当該点検の結果及び点検者の氏名	一　当該点検の結果
二　（略）	二　（略）